

東京都ダンススポーツ連盟内規

(目的)

第1条 本内規は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、JDSFという）組織統合に伴う東京都ダンススポーツ連盟（以下、本連盟という）の円滑な運営を図ることを目的として、本連盟規約に準じて扱うものとする

(理事会承認の加盟団体)

第2条 本連盟は、東京都ダンススポーツクラブ（以下、東京DSCという）を、本連盟規約第5条に定める理事会で承認された加盟団体とする

(東京DSC)

第3条 東京DSCは、旧日本アマチュア競技ダンス連盟東京都支部が解散して移行されたものであり、その構成員となる資格は、JDSFの決定に従う

(東京DSCからの代議員及び派遣理事)

第4条 東京DSCからの本連盟の代議員及び派遣理事は、区市町村を代表する加盟団体からの代議員及び派遣理事の総数以下の範囲で、本連盟規約に定める手続きを経て承認された者とする

(東京DSC所属会員から本連盟への年度会費納入方法)

第5条 東京DSCに所属する会員から本連盟への年度会費納入は、JDSFが認める金額及び方法による

(業務調停委員会)

第6条 本連盟に、加盟団体から要求があった場合には、理事会と並列の立場で業務調停委員会を設置する

2 業務調停委員会は、区市町村を代表する加盟団体からの委員と東京DSCからの委員の同数によって組織し、本連盟の組織運営に関し、特に組織統合に起因する問題が生じた場合に、理事会に対して調整を行うものとする

3 調停委員会からJDSFに提訴を行い、JDSFの決定を受け、理事会はこれに従うものとする

(本内規の改廃)

第7条 本内規の改廃は、本連盟総会での議決を経た後、JDSFによって承認された場合に実施する

付則

1 本内規は平成15年 2月15日から施行する

2 本内規は平成24年 5月19日改定する